（国土交通省組織令及び薬事・食品衛生審議会令の一部改正）

第十六条　次に掲げる政令の規定中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

一　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百二十一条の二第六号

二　薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）第一条及び第六条第一項の表薬事分科会の項第二号

（財政制度等審議会令等の一部改正）

第十七条　次に掲げる政令の規定中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第二十八条第五項、第三十九条第五項、第百十二条第三項及び第百十六条第三項」を「第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百十六条第四項及び第百二十条第四項」に改める。

一　財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）第一条第二号及び第六条第一項の表たばこ事業等分科会の項第三号

二　国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）第一条、第六条第一項の表酒類分科会の項第二号及び第八条第四項

三　食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）第一条

（総合資源エネルギー調査会令の一部改正）

第十八条　総合資源エネルギー調査会令（平成十二年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

第六条第一項の表基本政策分科会の項第三号中「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に、「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同表省エネルギー・新エネルギー分科会の項第二号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

（交通政策審議会令の一部改正）

第十九条　交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

第六条第一項の表交通体系分科会の項第二号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四条第三項、第百十二条第三項、第百十六条第三項、第百二十八条第三項、第百三十三条第三項及び第百四十二条第三項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百八条第四項、第百十六条第四項、第百二十条第四項、第百三十二条第四項、第百三十七条第四項及び第百四十六条第四項」に改め、同表技術分科会の項第二号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第二十八条第五項、第三十九条第五項、第百四十六条第三項及び第百四十八条第三項」を「第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百五十条第三項及び第百五十二条第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行の際現に希土類金属鉱を掘採している者又はその承継人は、この政令の施行の日から起算して一年間は、従前の例によりその掘採を継続することができる。

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令の一部改正）

3　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項第七号中「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十九号

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十四条の二第一項、第百十二条第一項及び第百十三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（労働安全衛生法施行令の一部改正）

第一条　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項の表に次のように加える。

法別表第二第十六号に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具	ハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもの以外の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

第十四条の二第十三号を次のように改める。

十三　防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

第十四条の二に次の一号を加える。

十四　防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。）

（労働安全衛生法関係手数料令の一部改正）

第二条　労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「又は第十三号」を「、第十三号又は第十四号」に改める。